



※老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料

○会社員や公務員（厚生年金や共済組合に加入）だった人には、老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

○20歳から60歳になるまでの40年間（480月）の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金

65歳から一生涯、老齢基礎年金が支給されます。（終身保障）

！ 老後に備えます

3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

を免除された期間が最低25年間（300月）あることが必要です。

※月額4000円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金と併せて付加年金が支給される制度（付加年金の年金額＝2000円×納付月数）もあります。

！ 不足の事態に備えます

病気やけがで障がいを負って働けなくなったときには障害基礎年金が、また、万一人が亡くなったときは残された妻や子に遺族基礎年金が支給されます。また、会社員や公務員であるときの障がいや死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも基礎年金に上乗せされて年金が支給されます。

障害基礎年金

平成24年度年金額（定額）
98万3100円（1級）
78万6500円（2級）

○国民年金加入中の病気やけがで障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。
※子の人数によって加算（1人につき22万6300円 3人目

菊池ブランドイメージロゴマークを公募します！！



菊池市地域ブランド推進協議会では、農林畜産物販路拡大と知名度アップ、そして市外農産物との差別化を図るため、「菊池ブランドイメージロゴマーク」を公募します。

問い合わせ先 菊池市地域ブランド推進協議会事務局（ブランド推進課内）
☎0968 (25) 7266

応募要項

公募期間

6月1日（金）～7月31日（火）（必着）

◆公募内容 菊池市ブランドづくりに関するブランドコンセプトとコミュニケーションションコンセプトに基づき、次のブランドイメージを表現すること。

・ブランドコンセプト

「食と水を中心としたトータル体験ブランド」

・コミュニケーションコンセプト

「愛する菊池を愛される菊池へ」
「菊池渓谷など豊かな水資源のイメージ」
「美味しい農林畜産物が豊富なイメージ」

◆デザインは、縦15cm×横15cmの枠内に収めること。

◆他の商標などと類似しないこと。

◆自作の未発表作品であること。

◆作品は、手書きでもパソコンを使用したものでも構いません。



菊池ブランドイメージロゴマーク 参考例
農産物の宝庫「熊本県菊池市」
菊池市のきれいな水を水色で表現し、豊富な農産物を緑色で表現し、太陽（光）をオレンジ色で表現している。

応募資格 国内に住んでいる人

応募方法

◆所定の応募用紙または縦15cm横15cmの枠を書いたA4白色用紙を使用（上下を明示する）します。

◆応募用紙は、ホームページまたは菊池市地域ブランド推進協議会事務局（ブランド推進課内）に備えてあります。

◆応募の際は、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、デザインの趣旨（150字程度）を記載してください。

◆菊池市地域ブランド推進協議会事務局（ブランド推進課内）（〒861-1392 菊池市限府888）へお持ちいただくか郵送してください。

◆選考結果の発表 「広報きくち10月号」およびホームページで発表し、本人に通知します。

その他

◆最優秀作品1点には賞金3万円と2万円相当の菊池市特産品を贈呈し、優秀作品2点には賞金1万円と1万円相当の菊池市特産品を贈呈します。

◆該当作品がない場合もあります。

◆採用作品に関する一切の権限は菊池市地域ブランド推進協議会に帰属します。

◆採用作品は一部変更または修正することがあります。

◆応募作品は返却しませんのでご了承ください。

以降7万5400円）があります。
遺族基礎年金

平成24年度年金額

101万2800円（妻）
基本額（定額）

78万6500円＋子1人の加算額 22万6300円

○国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

※子は18歳到達年度の末日まで、または障がいがある場合は20歳まで支給

されます。

※妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられるためには、障がいや死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡した日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

特別障害給付金制度をご存知ですか？

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金などを受給できない障がい者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から福祉的措置として「特別障害給付金」を支給する制度が創設されました。

支給対象者

- ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者などの配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初診日（障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態にある人が支給対象者となります。ただし、65歳に到達する日の前日までにその障がいの状態に該当する人に限られます。

支給額

- ①1級の障害基礎年金の障がいの程度に該当する人 月額49,500円
 - ②2級の障害基礎年金の障がいの程度に該当する人 月額39,600円
- ※これらの支給額は平成16年の物価指数を基準にして毎年度物価の変動に応じて改定されます。